

青森県報

第五百二十六号

令和四年
十月二十一日
(金 曜 日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高 齢 福 祉 保 険 課) ……
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障 害 福 祉 課) ……

公 告

- 個人番号利用事務系サービス等使用権売買契約に係る一般競争入札…………… (行 政 経 営 課) ……
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (同) ……
- 農用地利用配分計画の認可…………… (構 造 政 策 課) ……
- 建設業者の許可の取消し…………… (東 青 地 民 局) ……
- 右 同…………… (三 八 地 民 局) ……
- 右 同…………… (西 北 地 民 局) ……
- 右 同…………… (上 北 地 民 局) ……

告 示

青森県告示第五百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 又 は 住 所	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者	居 宅 サ ー ビ ス の 種 類	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 所	指 定 年 月 日
北 津 軽 郡 板 柳 町 一 辻 字 松 元 四 一 の 一	株 式 会 社 の ど ぞ だ	訪 問 介 護	訪 問 介 護 事 業 の 所 の ど ぞ だ	令 和 四 年 十 月 二 十 一 日
北 津 軽 郡 板 柳 町 一 辻 字 松 元 四 一 の 一				

青森県告示第五百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
す ず ら ん 調 剤 薬 局 浪 館 店	青 森 市 浪 館 前 田 三 丁 目 二 二 の 九	令 和 四 年 十 月 二 十 一 日
す ず ら ん 調 剤 薬 局 浜 田 店	青 森 市 浜 田 二 丁 目 一 五 の 一 九	〃
す ず ら ん 調 剤 薬 局 浪 打 店	青 森 市 浪 打 二 丁 目 四 の 二	〃
す ず ら ん 調 剤 薬 局 か に た 店	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 字 蟹 田 一 三 九 の 一	〃

公 告

告 示

個人番号利用事務系サーバライセンス等使用権売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

二 個人番号利用事務系サーバライセンス等使用権 一式

二 納入期限

令和四年十一月十五日まで

三 納入場所

青森県総務部行政経営課

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の販売に係る契約において、OA機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事

の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時のまでの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時のまでの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既

に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を青森県総務部行政経営課長に提出し、確認を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

3 提出期限
令和四年十月二十七日 午後五時

4 提出場所
青森市新町二丁目四の三〇

5 提出部数 一部
青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ
電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市新町二丁目四の三〇
青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ
電話 〇一七―七三四―九一六〇

7 入札及び開札の場所及び日時
青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎 北棟五階A会議室
令和四年十一月一日 午前九時

8 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

9 契約保証金に関する事項
入札説明書による。

10 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

11 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とする。

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

個人番号利用事務系仮想サーバ再構築等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年十月三日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

四千六百九十七万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年十月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称		住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
角田 龍子	五所川原市		北津軽郡中泊町大字今泉字神山一七〇	
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町		上北郡七戸町字淋代六六の五	

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 まるしよう自動車株式会社

二 代表者の氏名 稲葉翔

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字長科字鶴喰三三六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一〇一〇四六号

五 取消年月日 令和四年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年九月八日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 信和工業株式会社

二 代表者の氏名 佐々木和雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂四丁目一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第三〇〇七九二号

五 取消年月日 令和四年九月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小山内左官工業所

二 氏名 小山内隆雄

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造永田千代六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第四〇〇四三七号

五 取消年月日 令和四年十月三日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社菱和建設

二 代表者の氏名 中村光義

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字貝塚家ノ前一の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第五〇〇一一一九号

五 取消年月日 令和四年九月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円